

兵庫県公報

令和6年3月29日 金曜日 第36号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

人事委員会規則	ページ
○ 職員等の旅費に関する規則等の一部を改正する規則	1
人事委員会訓令	
○ 人事委員会決裁規程等の一部を改正する訓令	8
人事委員会告示	
○ 職員の給与に関する実施規程等の一部を改正する規程	9

公布された法令のあらまし

◎職員等の旅費に関する規則等の一部を改正する規則（人事委員会規則第3号）
行政組織規則の一部改正等に伴い、所要の整備を行うこととした。

人事委員会規則

職員等の旅費に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年3月29日

兵庫県人事委員会
委員長 田中基康

兵庫県人事委員会規則第3号

職員等の旅費に関する規則等の一部を改正する規則

（職員等の旅費に関する規則の一部改正）

第1条 職員等の旅費に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。
第16条中「県政改革課又は警察本部警務課」を「知事又は警察本部長」に改める。

（職員の給与に関する規則の一部改正）

第2条 職員の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。
第43条の2中「県政改革課又は警察本部警務課」を「知事又は警察本部長」に改める。
別表第23 3の項中「、参事及び次長」を「及び参事」に改める。

（公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部改正）

第3条 公立学校教育職員等の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第51条の2第2項中「県政改革課又は警察本部警務課」を「知事又は警察本部長」に改める。

（市町村立学校県費負担事務職員等の給与に関する規則の一部改正）

第4条 市町村立学校県費負担事務職員等の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中「同項3級の欄中「主任」とあるのは「副主査」と読み替えるものとする」を「同項4級の欄中「主査」とあるのは「学校統括主査」と、同項3級の欄中「主任」及び「副主任」とあるのは「学校主査」と、同項2級の欄中「副主任」とあるのは「学校副主査」と、同項1級の欄中「主事」とあるのは「学校事務主事」と読み替えるものとする」に改める。

（職員の管理職手当に関する規則の一部改正）

第5条 職員の管理職手当に関する規則（昭和37年兵庫県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1知事の事務部局の款及び教育委員会事務局の款を次のように改める。

知事 の事 務部 局	本庁	(1) 技監 (2) 理事 (3) 会計管理者 (4) 部長 (5) 局長（行政職9級の者に限る。） (6) 参事（行政職10級及び9級の者に限る。）	1種
		(1) 秘書広報室長 (2) 元町プロジェクト室長 (3) 局長（行政職9級の者を除く。） (4) 出納局長 (5) 工事検査室長 (6) 次長 (7) 公館長	2種
		(1) 参事（行政職8級及び医師・歯科医師職4級の者に限る。） (2) 課長 (3) 職員相談員	3種
		(1) 室長 (2) 参事（行政職8級及び9級並びに医師・歯科医師職4級の者を除く。） (3) 官（行政職7級及び6級並びに医師・歯科医師職4級の者に限る。） (4) 主任広報専門員 (5) 職員健康相談員 (6) 主任技術専門員（行政職7級の者に限る。）	4種
		(1) 副課長 (2) 班長（行政職6級及び医師・歯科医師職3級の者に限る。） (3) 研究参事	5種
		水産漁港課はやたか船長	7種
		地方 機関	
(1) 県民局の副局長及び県民センターの副センター長 (2) 県民局及び県民センターの室長（行政職8級の者に限る。）及び参事（行政職8級及び医師・歯科医師職4級の者に限る。） (3) 但馬長寿の郷長 (4) 県税事務所長（行政職8級の者に限る。）	2種		

<p>(5) 健康福祉事務所長（医師・歯科医師職4級の者に限る。） (6) 農林振興事務所長及び農林水産振興事務所長（行政職8級の者に限る。） (7) 土木事務所長（行政職8級の者に限る。） (8) 県立健康科学研究所副研究所長 (9) こども家庭センター所長（行政職8級の者に限る。） (10) 県立総合衛生学院長 (11) 県立ものづくり大学校副大学校長 (12) 県立工業技術センター次長 (13) 県立農林水産技術総合センター次長</p>		
	<p>(1) 兵庫県民総合相談センター所長 (2) 兵庫陶芸美術館長 (3) 県民局及び県民センターの室長（行政職8級の者及び事務所の室長を除く。） 及び参事（行政職8級の者及び事務所の参事を除く。） (4) 県立男女共同参画センター所長 (5) 但馬長寿の郷の管理部長 (6) 県税事務所長（行政職8級の者を除く。） (7) 健康福祉事務所長（医師・歯科医師職4級の者を除く。） (8) 農林振興事務所長及び農林水産振興事務所長（行政職8級の者を除く。） (9) 農業改良普及センター所長（行政職7級の者に限る。） (10) 但馬水産事務所長 (11) 土地改良事務所長 (12) 土地改良センター所長（行政職7級の者に限る。） (13) 土木事務所長（行政職8級の者を除く。） (14) 尼崎港管理事務所長 (15) 姫路港管理事務所長 (16) 東京事務所次長（総括次長に限る。） (17) 自治研修所次長 (18) 職員健康管理センターの所長、室長及び職員診療所長（医師・歯科医師職4級及び3級の者に限る。） (19) 職員会館長 (20) 消費生活総合センターの所長 (21) 保健所長 (22) こども家庭センター所長（行政職9級及び8級の者を除く。） (23) 女性家庭センター所長 (24) 県立明石学園長 (25) 県立総合衛生学院副学院長 (26) 食肉衛生検査センター所長 (27) 動物愛護センター所長 (28) 県立身体障害者更生相談所長 (29) 精神保健福祉センター所長及び次長 (30) 県立ものづくり大学校姫路職業能力開発校長 (31) 県立但馬技術大学校の副大学校長及び部長 (32) 県立但馬技術大学校豊岡職業能力開発校長 (33) 県立神戸高等技術専門学院長 (34) 県立障害者高等技術専門学院長 (35) 兵庫障害者職業能力開発校長</p>	<p>3種</p>

	<ul style="list-style-type: none"> (36) 旅券事務所長 (37) 県立農林水産技術総合センターの参事、農業大学校長及び技術センター所長 (38) 家畜保健衛生所長 (39) 森林大学校長 (40) 六甲治山事務所長 (41) 森林動物研究センター次長 (42) 県立淡路景観園芸学校副校長 	
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 兵庫県民総合相談センター次長 (2) 広域防災センターの消防学校長 (3) 消費生活センター長 (4) こども家庭センターの参事（医師・歯科医師職4級の者に限る。） (5) 農業改良普及センター所長（行政職7級の者を除く。） (6) 県税事務所の収税室長及び課税室長 (7) 健康福祉事務所の福祉室長 (8) 土地改良センター所長（行政職7級の者を除く。） (9) 土木事務所の室長 (10) 参事（県民局及び県民センターの参事（事務所の参事を除く。）を除く。） (11) 東京事務所次長（総括次長を除く。） (12) 消費生活総合センターの副所長及び部長 (13) 広域防災センターの部長 (14) 県立健康科学研究所の危機管理部長 (15) 県立明石学園副園長（行政職7級の者に限る。） (16) 県立総合衛生学院事務部長 (17) 食肉衛生検査センターの食肉衛生検査所長（行政職7級の者に限る。） (18) 動物愛護センターの支所長（行政職7級の者に限る。） (19) 県立知的障害者更生相談所長 (20) 県立工業技術センター総務部長 (21) 県立ものづくり大学校企画部長 (22) 県立農林水産技術総合センター総務部長 (23) 県立農林水産技術総合センター農業大学校統括農業教育専門官 (24) 県立農林水産技術総合センター農業大学の室長 (25) 森林動物研究センターの部長 (26) 県立淡路景観園芸学校総務部長 	4 種
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 副所長 (2) 室長補佐及び所長補佐 (3) 職員健康管理センター職員診療所長（医師・歯科医師職4級及び3級の者を除く。） (4) 広域防災センターの消防学校副校長 (5) 県立健康科学研究所の部長（危機管理部長を除く。） (6) 県立明石学園副園長（行政職6級の者に限る。） (7) 県立総合衛生学院の看護・介護部長、看護・介護部参事及び事務部次長 (8) 食肉衛生検査センターの食肉衛生検査所長（行政職6級の者に限る。） (9) 動物愛護センターの動物管理事務所長及び支所長（行政職6級の者に限る。） (10) 県立工業技術センターの部長（総務部長を除く。）、総務部次長及び工業技術支援センター所長 	5 種

		<ul style="list-style-type: none"> (11) 県立ものづくり大学校の企画部次長並びに姫路職業能力開発校の副校長及び次長 (12) 県立但馬技術大学校の部次長及び豊岡職業能力開発校副校長 (13) 県立神戸高等技術専門学院副学院長 (14) 県立障害者高等技術専門学院副学院長 (15) 兵庫障害者職業能力開発校副校長 (16) 県立農林水産技術総合センターの農業大学校副校長、企画調整・経営支援部長、技術センターの部長、病虫害防除所長並びに但馬水産技術センター所長及び内水面漁業センター所長 (17) 森林大学校副校長 (18) 森林動物研究センター業務部副部長 (19) 県立淡路景観園芸学校総務部次長 	
		<ul style="list-style-type: none"> (1) 県立工業技術センターの室長及び部次長 (2) 県立農林水産技術総合センターの農業技術センター次長及び水産技術センター但馬水産技術センター次長 	6種
		県立農林水産技術総合センター水産技術センターの新ひょうご船長及びたじま船長	7種
教育 委員 会事 務局	本庁	教育次長	2種
		<ul style="list-style-type: none"> (1) 参事（行政職8級の者に限る。） (2) 課長 	3種
		<ul style="list-style-type: none"> (1) 室長 (2) 参事（行政職8級の者を除く。） (3) 官（行政職7級及び6級の者に限る。） 	4種
		<ul style="list-style-type: none"> (1) 副課長 (2) 班長（行政職6級の者に限る。） 	5種
		<ul style="list-style-type: none"> (1) 県立総合教育センター長 (2) 県立美術館の館長及び副館長（行政職9級の者に限る。） (3) 県立図書館長 (4) 県立歴史博物館長 (5) 県立人と自然の博物館長 (6) 県立考古博物館長 	1種
	地方 機関	<ul style="list-style-type: none"> (1) 県立但馬やまびこの郷^{きよ}所長 (2) 県立総合教育センター副センター長 (3) 県立コウノトリの郷^{きよ}公園長 	2種
		<ul style="list-style-type: none"> (1) 教育事務所長 (2) 県立美術館の副館長（行政職8級の者に限る。）及び次長 (3) 県立図書館次長（行政職8級の者に限る。） (4) 県立歴史博物館次長（行政職8級の者に限る。） (5) 県立人と自然の博物館副館長（研究職5級の者に限る。）及び次長（行政職8級の者及び研究職5級の者に限る。） (6) 県立コウノトリの郷^{きよ}公園副園長（行政職8級の者に限る。） (7) 県立考古博物館副館長 	3種

	(1) 県立南但馬自然学校長 (2) 県立但馬やまびこの郷副所長（行政職7級の者に限る。） (3) 県立総合教育センターの部長及び参事（これらの職員のうち、兼務者を除く。） (4) 県立図書館次長 (5) 県立歴史博物館次長（行政職7級の者に限る。） (6) 県立人と自然の博物館次長（行政職7級の者に限る。） (7) 県立コウノトリの郷公園副園長（行政職7級の者に限る。） (8) 県立考古博物館の部長 (9) 県立考古博物館加西分館長	4種
	(1) 教育事務所の副所長及び所長補佐 (2) 県立南但馬自然学校副校長（行政職6級の者に限る。） (3) 県立但馬やまびこの郷副所長（行政職6級の者に限る。） (4) 県立総合教育センターの部長補佐 (5) 県立美術館館長補佐 (6) 県立図書館館長補佐 (7) 県立歴史博物館館長補佐 (8) 県立人と自然の博物館館長補佐 (9) 県立コウノトリの郷公園所長補佐 (10) 県立考古博物館館長補佐 (11) 県立考古博物館加西分館分館長補佐	5種
	(1) 県立の中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の事務長 (2) 県立香住高等学校但州丸船長	7種

別表第1 労働委員会事務局の款を次のように改める。

労働委員会 事務局	(1) 事務局長 (2) 次長	2種
	課長	3種
	(1) 副課長 (2) 班長（行政職6級の者に限る。）	5種

（管理職員等の範囲を定める規則の一部改正）

第6条 管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年兵庫県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の款本庁の項中「副防災監」を削り、「行政職6級」の右に「及び医師・歯科医師職3級」を加え、兵庫陶芸美術館の項中「副館長 参事」を削り、県民局・県民センターの項中「県民交流室長」を「県民躍動室長」に改め、「交流渦潮室長 次長」を削り、広域防災センターの項中「次長 所長補佐」を削り、県立ものづくり大学の項中「校長 部長」を「校長 副大学校長 部長」に改め、県立農林水産技術総合センターの項中「及び統括農業教育専門官」を「統括農業教育専門官及び室長」に改める。

別表教育委員会の款県立特別支援教育センターの項を削り、県立南但馬自然学校の項中「学長」を削り、県立教育研修所の項中「県立教育研修所」を「県立総合教育センター」に改め、「所長 部長 参事」を「センター長 副センター長 部長 参事 部長補佐」に改める。

別表労働委員会事務局の款中「総務調整課の総務調整班長」を「審査課の総務調整班長及び審査班長」に改める。

（人事委員会事務局組織規則の一部改正）

第7条 人事委員会事務局組織規則（昭和59年兵庫県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「これらの」を「この」に改め、「それぞれ」を削り、表を次のように改める。

課名	班名
任用給与課	総務審査班 任用班 給与班

第3条を次のように改める。

(任用給与課の事務)

第3条 任用給与課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 人事委員会の会議に関する事。
- (2) 事務局職員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他の人事に関する事。
- (3) 事務局職員の研修、福利厚生及び表彰に関する事。
- (4) 事務局職員の安全及び健康に関する事。
- (5) 公印の管守に関する事。
- (6) 文書の收受、発送、編集及び保存に関する事。
- (7) 予算、決算及び会計に関する事。
- (8) 物品の管理に関する事。
- (9) 広報に関する事。
- (10) 公文書の公開等の連絡調整に関する事。
- (11) 個人情報の開示等の連絡調整に関する事。
- (12) 勤務条件に関する措置の要求に関する事。
- (13) 不利益処分に関する審査請求に関する事。
- (14) 職員の苦情の処理に関する事。
- (15) 学校医等の公務災害補償に関する審査の請求に関する事。
- (16) 労働基準監督機関の職権行使に関する事。
- (17) 分限及び懲戒の基準並びに手続及び効果に関する事。
- (18) 職員の退職手当に関する条例第15条の7及び公立学校職員等の退職手当に関する条例第13条の7に規定する人事委員会が行う事務に関する事。
- (19) 職員の退職管理に関する事。
- (20) 職員の任用に関する事。
- (21) 研修及び人事評価に関する事。
- (22) 人事記録に関する事項の管理に関する事。
- (23) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する事。
- (24) 給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する報告及び勧告に関する事。
- (25) 給与の支払の監理に関する事。
- (26) 旅費の制度に関する事。
- (27) 服務の基準に関する事。
- (28) 厚生福利制度に関する事。
- (29) 職員の定年等に関する事。
- (30) 職員団体等に関する事。
- (31) 人事行政に関する事項についての調査に関する事。
- (32) 人事に関する統計報告の作成に関する事。
- (33) 職員に関する制度についての研究及びその成果の議会若しくは長又は任命権者への提出に関する事。
- (34) 職員に関する条例の制定又は改廃に関し、議会及び長に対する意見の申出に関する事。
- (35) 人事行政の運営に関する任命権者への勧告に関する事。
- (36) 人事委員会規則等の制定及び改廃に関する事。

第4条及び第5条を削り、第6条を第4条とする。

第7条中第1項を削り、第2項を第1項とし、同条を第5条とする。

第8条を第6条とし、第9条を第7条とする。

第7条の表中主任の項の次に次のように加える。

副主任	課	相当の知識又は経験を必要とする事務を処理する。
主事	課	定型的な事務を処理する。

(職員の定年等に関する規則の一部改正)

第8条 職員の定年等に関する規則(昭和59年兵庫県人事委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。
第6条を次のように改める。

第6条 条例第9条第3項の人事委員会規則で定める管理監督職は、次に掲げる職とする。

- (1) 児童相談所の所長
- (2) 食肉衛生検査センター所長及び動物愛護センター所長
- (3) 家畜保健衛生所長
- (4) 健康福祉事務所の健康参事
- (5) 県立病院の管理局长
- (6) 県立学校、市(指定都市を除く。)立の高等学校で定時制の課程、市町立の特別支援学校、中学校、小学校又は義務教育学校に勤務する校長(副校長を含む。)及び教頭の職

(会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部改正)

第9条 会計年度任用職員の給与等に関する規則(令和元年兵庫県人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第22条中「県政改革課又は警察本部警務課」を「知事又は警察本部長」に改める。

(人事委員会事務局公文書管理規則の一部改正)

第10条 人事委員会事務局公文書管理規則(令和2年兵庫県人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条中第2項を削り、第3項中「課ごとに」を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

人 事 委 員 会 訓 令

兵庫県人事委員会訓令第1号

人事委員会決裁規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

兵庫県人事委員会
委員長 田 中 基 康

人事委員会決裁規程等の一部を改正する訓令

(人事委員会決裁規程の一部改正)

第1条 人事委員会決裁規程(昭和59年兵庫県人事委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「共通」を削り、同項第14号の次に次の9号を加える。

- (15) 事務局内の行政運営の能率化について企画立案し、及びこれを推進すること。
- (16) 事務局職員の一般的な研修及び福利厚生に関すること。
- (17) 事務局職員の扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の支給についての認定をすること。
- (18) 事務局職員の児童手当の支給についての認定をすること。
- (19) 事務局職員の結核性疾患及び精神障害による病気休暇に関すること。
- (20) 事務局職員に係る諸証明をすること。
- (21) 事務局職員の給与を減額しない期間についての承認をすること。
- (22) 自動車の配車を要求すること。
- (23) 財務規則の規定に基づき、次に掲げる事務を行うこと。

ア 経理員を任免すること。

イ 予算配当額の変更を要求すること。

ウ 予算の執行を分任すること。

- エ 予算の項、目及び節の金額の流用を決定すること。
- オ 予備費の要求をすること。
- カ 歳入の調定をすること。
- キ 調定及び収入の更正並びに歳入戻出の決定をすること。
- ク 支出負担行為を決定すること。
- ケ 支出を決定し、及び命令すること。
- コ 資金前受者を指定すること。
- サ 歳出戻入及び支出の更正をすること。
- シ 支出負担行為を伴わない契約の締結及びこれに付随する事務を決定すること。
- ス 支出負担行為を伴わない物品（占有動産を含む。）の取得、管理及び処分をすること。

第9条第3項を削る。

第15条第2項中「任用課長」を「課長」に改める。

（人事委員会職員服務規程の一部改正）

第2条 人事委員会職員服務規程（昭和59年兵庫県人事委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「第21条」を「第22条」に、「第22条」を「第23条」に改める。

第27条中「新行政課」を「知事」に改める。

（人事委員会公印規程の一部改正）

第3条 人事委員会公印規程（昭和59年兵庫県人事委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中「任用課長」を「任用給与課長」に改める。

別表中「任用課長」を「任用給与課長」に改める。

附 則

（施行期日）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

人事委員会告示

職員の給与に関する実施規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

兵庫県人事委員会

委員長 田中基康

兵庫県人事委員会告示第3号

職員の給与に関する実施規程等の一部を改正する規程

（職員の給与に関する実施規程の一部改正）

第1条 職員の給与に関する実施規程（昭和35年兵庫県人事委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

第25条第3項中「県政改革課又は警察本部警務課」を「知事又は警察本部長」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第6条の2関係）

行政職給料表級別職務区分表

職務の級 組織名	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
知事の内部部局	主事	副主任	主任 副主任	主査 機関長	班長 官 主幹 船長 生活創造 活動専門 員 生涯学習 専門員 軽油調査	室長 官 副課長 班長 副隊長 主任生活 創造活動 専門員 主任生涯 学習専門	課長 室長 参事 隊長 官 主任広報 専門員 職員健康 相談員 職員相談	秘書広報 室長 元町プロ ジェクト 室長 局長 出納局長 工事検査 室長 次長	会計管理 者 部長 局長 参事	理事 技監

					専門員 健康管理 専門員 統計専門 員 企画専門 員 計量専門 員 涉外専門 員 農政専門 員 検査専門 員 換地専門 員 農地管理 専門員 環境創造 型農業專 門員 森づくり 専門員 林業専門 技術員 水産業專 門技術員 技術専門 員 会計審査 指導専門 員 工事検査 専門員 青少年指 導専門員 児童指導 専門員 文化専門 員 保健医療 専門員 機関長	主任軽油 調査専門 員 主任健康 管理専門 員 主任統計 専門員 主任計量 専門員 主任涉外 専門員 主任農政 専門員 主任換地 専門員 主任農地 管理専門 員 主任環境 創造型農 業専門員 主任技術 専門員 主任工事 検査専門 員 主任青少 年指導專 門員 主任児童 指導専門 員 主任文化 専門員 主任保健 医療専門 員 船長	主任技術 専門員	参事 公館長			
兵庫県民総合相談センター	主事	副主任	主任 副主任	課長補佐 主査	課長 課長補佐	所長補佐	次長	所長			
兵庫陶芸美術館	主事	副主任	主任 副主任	課長補佐 主査	課長 課長補佐	所長補佐		館長			
県立男女共同参画センター	主事	副主任	主任 副主任	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副所長 所長補佐		所長			
県民局又は県民センター	主事	副主任	主任 副主任	課長補佐 主査	課長 課長補佐	所長補佐	参事	副局長 副センタ ー長 参事	局長 県民セン ター長 参事		
室	主事	副主任	主任 副主任	課長補佐 主査	課長 多自然 地域づく り専門官 文化専門 員 消費生活 専門員 班長 課長補佐	室長補佐 主任文化 専門員 主任消費 生活専門 員	室長 参事	室長			

	消費生活センター	主事	副主任	主任 副主任	課長補佐 主査	課長 消費生活 専門員 課長補佐	室長補佐 主任消費 生活専門 員	消費生活 センター 長			
	県税事務所	主事	副主任	主任 副主任	課長補佐 主査	課長 室長 税務専門 員 課長補佐	副所長 所長補佐 主任税務 専門員	所長 参事 室長	所長		
	健康福祉事務所	主事	副主任	主任 副主任	課長補佐 主査	課長 室長 課長補佐 健康福祉 専門員 健康管理 専門員 栄養指導 専門員 地域保健 専門員 食品安全 専門官 監査指導 専門員	副所長 所長補佐 主任健康 福祉専門 員 主任健康 管理専門 員 主任栄養 指導専門 員 主任地域 保健専門 員 主任食品 安全専門 官 主任監査 指導専門 員	所長 参事 福祉室長			
	但馬長寿の郷	主事	副主任	主任 副主任	課長補佐 主査	課長 課長補佐	所長補佐	管理部長	但馬長寿 の郷長		
	農林(水産)振興事務所	主事	副主任	主任 副主任	課長補佐 主査	課長 所長補佐 農政専門 員 森林専門 員 技術専門 員 課長補佐	副所長 所長補佐 主任農政 専門員	所長 参事	所長		
	農業改良普及センター	主事	副主任	主任 副主任	普及主査	課長 農政専門 員 課長補佐	所長 所長補佐 主任農政 専門員	所長			
	但馬水産事務所	主事	副主任	主任 副主任	課長補佐 主査	課長 農政専門 員 水産業專 門技術員 課長補佐	副所長 所長補佐 主任農政 専門員	所長			
	土地改良事務所	主事	副主任	主任 副主任	課長補佐 主査	課長 技術専門 員 農政専門 員 課長補佐	副所長 所長補佐 主任農政 専門員	所長 参事	所長		
	土地改良センター	主事	副主任	主任 副主任	課長補佐 主査	課長 農地整備 専門員 技術専門 員 農政専門 員 課長補佐	所長 所長補佐 主任農政 専門員	所長			

	六甲治山事務所	主事	副主任	主任 副主任	課長補佐 主査	課長 農政専門員 課長補佐	副所長 所長補佐 主任農政専門員	所長			
	土木事務所	主事	副主任	主任 副主任	課長補佐 主査	課長 技術専門員 土木事務専門員 課長補佐	所長 副所長 所長補佐 主任技術専門員 主任土木事務専門員	所長 室長 参事	所長		
	尼崎港管理事務所	主事	副主任	主任 副主任	課長補佐 主査	課長 技術専門員 土木事務専門員 課長補佐	副所長 所長補佐 主任技術専門員 主任土木事務専門員	所長 室長			
	姫路港管理事務所	主事	副主任	主任 副主任	課長補佐 主査	課長 技術専門員 土木事務専門員 課長補佐	副所長 所長補佐 主任技術専門員 主任土木事務専門員	所長			
	東京事務所	主事	副主任	主任 副主任	課長補佐 主査	課長 課長補佐	所長補佐	次長	参事	所長	
	自治研修所	主事	副主任	主任 副主任	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副所長 所長補佐		次長	所長	
	職員健康管理センター	主事	副主任	主任 副主任	課長補佐 主査	課長 健康管理専門員 課長補佐	所長補佐 主任健康管理専門員		所長		
	職員会館	主事	副主任	主任 副主任	課長補佐 主査	副館長 職員福利センター 所長 課長補佐		館長			副館長
	消費生活総合センター	主事	副主任	主任 副主任	課長補佐 主査	課長 消費生活専門員 課長補佐	所長補佐 主任消費生活専門員	副所長 部長	所長		
	広域防災センター	主事	副主任	主任 副主任	課長補佐 主査	防災教育専門員 消防教育専門員 課長補佐	消防学校 副校長 主任消防教育専門員	部長	消防学校 長	センター 長	
	県立健康科学研究所	主事	副主任	主任 副主任	課長補佐 主査	課長 課長補佐 衛生検査専門員	主任衛生検査専門員	部長	副研究所 長		
	保健所	主事	副主任	主任 副主任	課長補佐 主査	課長 室長 課長補佐 健康管理専門員 栄養指導専門員 地域保健専門員 食品安全専門官	副所長 所長補佐 主任健康管理専門員 主任栄養指導専門員 主任地域保健専門員				

						主任食品 安全専門 官				
こども家庭センタ ー	主事	副主任	主任 副主任	課長補佐 主査	課長 児童福祉 専門員 企画指導 専門員 課長補佐	副所長 所長補佐	所長 参事	所長	所長 こども総 括監	
女性家庭センター	主事	副主任	主任 副主任	課長補佐 主査	課長 女性家庭 専門員 課長補佐	副所長 所長補佐 主任女性 家庭専門 員		所長		
県立明石学園	主事	副主任	主任 副主任	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副園長 所長補佐	園長			
県立総合衛生学院	主事	副主任	主任 副主任	課長補佐 主査	課長 教務主任 課長補佐	部次長	部長 参事	副学院長	学院長	
食肉衛生検査セン ター	主事	副主任	主任 副主任	課長補佐 主査	課長 課長補佐 食肉検査 専門員	食肉衛生 検査所長 副所長 所長補佐 主任食肉 検査専門 員	食肉衛生 検査所長	所長		
動物愛護センター	主事	副主任	主任 副主任	課長補佐 主査	課長 動物愛護 専門員 課長補佐	副所長 動物管理 事務所長 支所長 所長補佐 主任動物 愛護専門 員	所長			
県立身体障害者更 生相談所	主事	副主任	主任 副主任	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副所長 主任調整 専門員 所長補佐	所長			
県立知的障害者更 生相談所	主事	副主任	主任 副主任	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副所長 主任調整 専門員 所長補佐	所長			
精神保健福祉セン ター	主事	副主任	主任 副主任	課長補佐 主査	課長 精神保健 福祉専門 員 課長補佐	主任精神 保健福祉 専門員 所長補佐		次長		
県立工業技術セン ター	主事	副主任	主任 副主任	課長補佐 主査	課長 課長補佐	部次長 所長補佐	部長	次長		
県立ものづくり大 学校	主事	副主任	主任 副主任	課長補佐 主査	課長 職業教育 専門員 委託訓練 専門員 課長補佐	部次長 副校長 次長 主任職業 教育専門 員 主任委託 訓練専門 員 所長補佐	部長 姫路職業 能力開発 校長	副大学校 長	校長	
県立但馬技術大学 校	主事	副主任	主任 副主任	課長補佐 主査	課長 職業教育 専門員	副校長 部次長 主任職業	部長 豊岡職業 能力開発	校長 副大学校 長		

					課長補佐	教育専門員 所長補佐	校長			
県立神戸高等技術 専門学院	主事	副主任	主任 副主任	課長補佐 主査	課長 職業教育 専門員 課長補佐	副学院長 主任職業 教育専門 員 所長補佐	学院長			
県立障害者高等技 術専門学院	主事	副主任	主任 副主任	課長補佐 主査	課長 健康管理 専門員 職業教育 専門員 課長補佐	副学院長 主任健康 管理専門 員 主任職業 教育専門 員 所長補佐	学院長			
兵庫障害者職業能 力開発校	主事	副主任	主任 副主任	課長補佐 主査	課長 職業教育 専門員 課長補佐	副校長 主任職業 教育専門 員 所長補佐	校長			
旅券事務所	主事	副主任	主任 副主任	課長補佐 主査	課長 出張所長 課長補佐	副所長 所長補佐		所長		
県立農林水産技術 総合センター	主事	副主任	主任 副主任	課長補佐 主査	課長 農政専門 員 専門技術 員 課長補佐	副室長 主任農政 専門員 主任専門 技術員 所長補佐	局長 部長 室長	次長 参事	所長	
農業大学校	主事	副主任	主任 副主任	課長補佐 主査	課長 農政専門 員 農業教育 専門員 課長補佐	副校長 主任農政 専門員 主任農業 教育専門 員	室長 統括農業 教育専門 官	校長		
農業技術セン ター	主事	副主任	主任 副主任	課長補佐 主査	課長 農政専門 員 課長補佐	副所長 所長補佐 主任農政 専門員				
北部農業技術 センター	主事	副主任	主任 副主任	課長補佐 主査	課長 農政専門 員 課長補佐	副所長 所長補佐 主任農政 専門員				
淡路農業技術 センター	主事	副主任	主任 副主任	課長補佐 主査	課長 農政専門 員 課長補佐	副所長 所長補佐 主任農政 専門員				
畜産技術セン ター	主事	副主任	主任 副主任	課長補佐 主査	課長 農政専門 員 課長補佐	副所長 所長補佐 主任農政 専門員				
森林林業技術 センター	主事	副主任	主任 副主任	課長補佐 主査	課長 農政専門 員 林業専門 技術員 課長補佐	副所長 部長 所長補佐 主任農政 専門員				
水産技術セン ター	主事	副主任	主任 副主任	機関長 通信長 課長補佐 主査	船長 課長 農政専門 員	副所長 部長 内水面漁 業センタ		所長		

						水産業専門技術員 機関長 通信長	一所長 所長補佐 船長 主任農政 専門員				
家畜保健衛生所	主事	副主任	主任 副主任	課長補佐 主査	課長 農政専門 員 課長補佐	副所長 所長補佐 主任農政 専門員	所長	所長			
県立森林大学校	主事	副主任	主任 副主任	課長補佐 主査	課長 農政専門 員 森林教育 専門員	副校長 主任農政 専門員 主任森林 教育専門 員		校長			
森林動物研究センター	主事	副主任	主任 副主任	課長補佐 主査	課長 課長補佐 森林動物 専門員 野生鳥獣 資源活用 専門員 農政専門 員	副部長 所長補佐 主任森林 動物専門 員 主任野生 鳥獣資源 活用専門 員 主任農政 専門員	次長 部長		所長		
県立淡路景観園芸学校	主事	副主任	主任 副主任	課長補佐 主査	課長 景観園芸 専門員 課長補佐	次長 所長補佐 主任景観 園芸専門 員	副校長 部長		校長		
議会事務局	主事	副主任	主任 副主任	主査	班長 主幹 政務調査 員 記録専門 員	副課長 班長	課長 室長 参事	次長	事務局長		
監査委員事務局	主事	副主任	主任 副主任	主査	班長 主幹	副課長 班長	課長	次長	事務局長		
選挙管理委員会	主事	副主任	主任	主査	主幹	次長	書記長				
人事委員会事務局	主事	副主任	主任 副主任	主査	班長 主幹	副課長 班長	課長 参事		事務局長		
労働委員会事務局	主事	副主任	主任 副主任	主査	班長 主幹	副課長 班長	課長	次長	事務局長		
収用委員会事務局	主事	副主任	主任 副主任	主査		班長	事務局長				
海区漁業調整委員会事務局	主事	副主任	主任 副主任	主査		事務局長	事務局長				
教育委員会事務局	主事	副主任	主任 副主任	主査	班長 主幹 管理主事 技術専門 員 教育事務 推進専門 員 社会教育 推進専門 員	室長 副課長 班長 主任管理 主事 主任技術 専門員	課長 室長 参事 官	教育次長 参事			
教育委員会事務局 教育事務所	主事	副主任	主任 副主任	課長補佐 主査	課長 班長 管理主事	副所長 所長補佐 主任管理	所長 参事	所長			

					課長補佐 教育事務 推進専門 員 社会教育 推進専門 員	主事				
県立南但馬自然学 校	主事	副主任	主任 副主任	課長補佐 主査	課長 課長補佐 教育事務 推進専門 員	副校長 所長補佐	校長			
県立但馬やまびこ の郷	主事	副主任	主任 副主任	課長補佐 主査	課長 課長補佐 教育事務 推進専門 員	副所長 所長補佐	副所長	所長		
県立総合教育セン ター	主事	副主任	主任 副主任	課長補佐 主査	課長 班長 課長補佐 教育事務 推進専門 員	部長補佐	部長 参事	副センタ ー長	センター 長	
県立美術館	主事 学芸員	副主任 学芸員	主任 副主任 学芸員	課長補佐 主査	課長 課長補佐 教育事務 推進専門 員 社会教育 推進専門 員	館長補佐	館長補佐	副館長 次長	館長 副館長	
県立図書館	主事	副主任	主任 副主任	課長補佐 主査 司書	課長 調査専門 員 司書 課長補佐 教育事務 推進専門 員 社会教育 推進専門 員	館長補佐 主任司書 主任調査 専門員	次長 館長補佐	次長	館長	
県立歴史博物館	主事 学芸員	副主任 学芸員	主任 副主任 学芸員	課長補佐 主査	課長 課長補佐 教育事務 推進専門 員 社会教育 推進専門 員	館長補佐	次長 館長補佐	次長	館長	
県立人と自然の博 物館	主事 学芸員	副主任 学芸員	主任 副主任 学芸員	課長補佐 主査	課長 室長 課長補佐 教育事務 推進専門 員 社会教育 推進専門 員	館長補佐	次長 館長補佐	次長	館長	
県立コウノトリの 郷公園	主事	副主任	主任 副主任	課長補佐 主査	課長 課長補佐 教育事務 推進専門 員 社会教育	所長補佐	副園長	園長 副園長		

					推進専門員					
県立考古博物館	主事 学芸員	副主任 学芸員	主任 副主任 学芸員	課長補佐 主査	課長 課長補佐 調査専門員 教育事務 推進専門員 社会教育 推進専門員	館長補佐 分館長補佐 主任調査 専門員	部長 分館長	副館長	館長	
県立の中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校	主事	副主任	主任 副主任	機関長 通信長 主査	事務長 船長 課長補佐 機関長 通信長 学校事務 専門員 学校技術 専門員	事務長 船長	事務長			
警察本部	主事	副主任	主任 副主任	主査	課長補佐 室長補佐 場長補佐 隊長補佐 係長	次席 主幹 課長補佐 室長補佐 場長補佐 隊長補佐	課長 場長 参事			
神戸市警察部	主事	副主任	主任 副主任		係長					
方面本部	主事	副主任	主任 副主任		係長					
サイバーセキュリティ・捜査高度化センター	主事	副主任	主任 副主任	主査	課長補佐 係長	課長補佐				
警察署	主事	副主任	主任 副主任	主査	課長 係長	主幹				
警察学校	主事	副主任	主任 副主任	主査	校長補佐 係長	副校長 主幹 校長補佐	参事			

備考

- 1 会計管理者及び知事の内部部局の参事については、当分の間、10級とすることができる。
- 2 こども総括監、県立明石学園の園長、県立総合衛生学院の学院長、県立神戸高等技術専門学院の学院長、県立淡路景観園芸学校の副校長、人事委員会事務局の事務局長及び労働委員会事務局の事務局長の職務については、当分の間、8級とすることができる。
- 3 広域防災センターの消防学校長、県立明石学園の副園長、動物愛護センターの支所長、県立ものづくり大学の副校長及び旅券事務所の所長の職務については、当分の間、7級とすることができる。
- 4 知事の内部部局の主幹の職務については、当分の間、6級とすることができる。
- 5 知事の内部部局に置かれる係長の職務については、5級とする。
- 6 知事の内部部局の項から議会事務局の項まで、人事委員会事務局の項、教育委員会事務局の項から県立歴史博物館の項まで及び警察本部の項から警察学校の項までに規定する各組織に置かれる付の職務並びに県立学校に置かれる学校付の職務については、5級、6級、7級、8級又は9級とする。

別表第2 県立工業技術センターの項を次のように改める。

県立工業技術センター	職員	研究員	課長 専門研究員 上席研究員 主任研究員	部長 部次長 室長 所長補佐 首席研究員	所長 次長 工業技術支援 センター所長
------------	----	-----	-------------------------------	----------------------------------	------------------------------

別表第4 健康福祉事務所の項から兵庫障害者職業能力開発校の項までを次のように改める。

健康福祉事務所	主事	副主任	主任	課長 主査			
職員健康管理センター	主事	副主任	主任	課長 主査			
保健所	主事	副主任	主任	課長 主査			
こども家庭センター	主事	副主任	主任	課長 主査			
女性家庭センター	主事	副主任	主任	課長 主査			
兵庫障害者職業能力開発校	主事	副主任	主任	課長 主査			

別表第5 警察本部の項から警察学校の項までを次のように改める。

警察本部	係員 隊員	副主任 係員 隊員	主任 分隊長 副主任 隊員	係長 小隊長 主任 分隊長	上席係長 小隊長	課長補佐 室長補佐 所長補佐 隊長補佐 場長補佐 中隊長 上席係長 小隊長	課長補佐 室長補佐 所長補佐 隊長補佐 場長補佐 中隊長	次席 副隊長 調査官	参事官 室長 監察官 課長 訴務官 隊長 管理官
神戸市警察部	係員	副主任 係員	主任 副主任	係長 主任	上席係長	課長補佐 上席係長	課長補佐	次席	課長
方面本部	係員	副主任 係員	主任 副主任	係長 主任	上席係長	補佐官 上席係長	補佐官		
サイバーセキュリティー・捜査高度化センター	係員	副主任 係員	主任 副主任	係長 主任	上席係長	課長補佐 上席係長	課長補佐	次席 調査官	副センター長 課長 管理官
警察署	係員 隊員	副主任 係員 隊員	主任 分隊長 副主任 隊員	係長 小隊長 連絡調整官 連絡調整員 主任 分隊長	課長 上席係長 小隊長 連絡調整官 連絡調整員	課長 分庁舎所長 空港警備派出所長 連絡調整官 上席係長 小隊長 連絡調整員	次長 署長補佐 課長 分庁舎所長 空港警備派出所長 連絡調整官	副署長 刑事官 生活安全官 交通官 警備官 刑事生活安全官 地域交通官 警察センター所長 分庁舎所長 空港警備派出所長	署長 副署長
警察学校	係員	副主任 係員	主任 副主任	係長 主任	上席係長	校長補佐 上席係長	校長補佐	副校長	校長 管理官

(公立学校教育職員等の給与に関する実施規程の一部改正)

第2条 公立学校教育職員等の給与に関する実施規程(昭和35年兵庫県人事委員会告示第9号)の一部を次のように改正する。

第25条第3項中「県政改革課又は警察本部警務課」を「知事又は警察本部長」に改める。

(口頭により提供を求めることができる保有個人情報の指定の一部改正)

第3条 口頭により提供を求めることができる保有個人情報の指定(令和5年兵庫県人事委員会告示第4号)の一部を次のように改正する。

表中「人事委員会事務局任用課」を「人事委員会事務局任用給与課」に改める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。